

第1回目は、社会保険労務士の試験勉強をする上で、重要な2つの視点を解説をしていきます。

受験生に「社会保険労務士の科目を2つに分けるとすると、どのような区分になりますか？」という質問をすると大半の方が、

下記のように「労働科目」と「社会科目」という答えが返ってきます。

労働科目	社会科目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ 労働者災害補償保険法 ・ 雇用保険法 ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ・ 雇用対策法 ・ 職業安定法 ・ 労働者派遣法 ・ 高年齢者雇用安定法 ・ 障害者雇用安定法 ・ 男女雇用機会均等法 ・ 育児介護休業法 ・ 最低賃金法 ・ 労働組合法 等々…	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法 ・ 国民年金法 ・ 厚生年金保険法 ・ 国民健康保険法 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 介護保険法 ・ 船員保険法 ・ 児童手当法 ・ 社会保険労務士法 ・ 確定給付企業年金法 ・ 確定拠出年金法 等々…

その通りで、間違いありません。

ただ、試験対策上重要なのは、上記の区分ではなく、保険の制度を使った法律かどうかが重要になります。

保険の制度を使わない法律	保険の制度を使用した法律
<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・雇用対策法 ・職業安定法 ・労働者派遣法 ・高年齢者雇用安定法 ・障害者雇用安定法 ・男女雇用機会均等法 ・育児介護休業法 ・最低賃金法 ・労働組合法 ・社会保険労務士法 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法 ・国民年金法 ・厚生年金保険法 ・国民健康保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・介護保険法 ・船員保険法 ・児童手当法 ・確定給付企業年金法 ・確定拠出年金法 ・労働者災害補償保険法 ・雇用保険法 ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律
等々…	

上記のように、労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険の保険料の徴収等に関する法律 が保険の制度を使用する法律で、社会保険労務士法は保険の制度を使わない法律ということになります。

両方とも「法律」ということなので、

「一定の行為を規制、禁止、命令すること。これに違反した場合には、原則罰則に処せられる。」ということになります。

例えば、労働基準法に規定されている「労働条件の明示」をしなかった場合には、「30万円以下の罰金」に処せられます。

あるいは、労働安全衛生法の「健康診断の結果の通知」をしなかった場合には、「50万円以下の罰金」に処せられます。

いずれにしても、国は「法律」というルールを作り、それを守らなければ罰則、罰金で法治するという仕組みになっています。

次に、「保険」ということで進めていきます。

保険とは、「将来起こることが予想されるリスク（事故）に対して、一定の保険料を負担し、リスク（事故）に対して備える相互扶助の精神から生まれた制度」ということになります。

一般的に「保険」と名のつくものには、健康保険・介護保険や厚生年金保険、労働者災害補償保険法、雇用保険法のほか、火災保険や自動車保険、生命保険などがあります。

（当然、社労士の試験は、公的保険が対象です。）

公的保険	私的保険
国が運営している保険	損害保険会社や生命保険会社の民間企業が運営
原則、強制加入	任意加入（一部、火災や自賠責等強制あり）



私的保険には、当然、国庫などありません。

給付（支出）	負担（収入）
<ul style="list-style-type: none"> ●労災保険…療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金 等々… ●雇用保険法…求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付 等々… ●健康保険法…療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、等々… ●年金…老齢、障害、遺族に対する給付 ●介護保険法…介護給付、予防給付、市町村特別給付 その他各法律による給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料 ●国庫 ●拠出金 ●積立金 等々…

保険の制度そのものは、上記のようにバランスシートになります。

被保険者（国民）の立場で考えたら

給付	負担
----	----

⇒被保険者である国民が保険料を負担し、事故が生じたときに給付を受ける。

保険者である行政の立場で考えると

支出	収入
----	----

という考え方になります。

支出と収入ということで、左右のバランスが保たれないと、保険の制度として維持できなくなります。

年金などは、少子高齢化社会においては、支給開始年齢の引き上げによる給付（支出）の抑制やパートの社会保険の加入要件の強化による負担（収入）増の施策が今後の流れになります。

合わせて「給付と負担」というキーワードは要注意です。

（過去に記述式でも出題されています。）

下記は、平成 27 年度版の厚生労働白書です。

（医療及び介護の総合的な確保の意義）

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025（平成 37）年にいわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。

こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

我が国における医療及び介護の提供体制は、世界に冠たる国民皆保険を実現した医療保険制度及び創設から 16 年目を迎え社会に定着した介護保険制度の下で、着実に整備されてきた。

しかし、高齢化の進展に伴う高齢者の慢性疾患の罹患率の増加により疾病構造が変化し、医療ニーズについては、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

一方で、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

また、人口構造が変化していく中で、医療保険制度及び介護保険制度については、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

(社会保険に関する一般常識対策として、 のキーワードもしっかり押さえてください。)

今まで記載してきたように、社会保険労務士の試験は、「労働科目」「社会科目」という分け方と合わせて、「保険の制度を使用しない法律」「保険の制度を使用する法律」という区分で考えていくと、全体像が把握しやすくなります。

次回は、「保険の制度を使用する法律」を横断的に解説していきます。

第1回(完)